

ID: 261

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料等の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町法定外公共物管理条例 第8条ただし書		
例 規 番 号	平成17年条例第156号		
<p>【根拠条文】 (占用料等の還付) 第8条 既に納付された占用料等は、還付しない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、当該占用料等の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日